



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

上場会社名	東京エレクトロン デバイス株式会社
代表者	代表取締役社長 栗木 康幸
(コード番号	2760)
問合せ先責任者	総務部長 土肥 健史
(電話	045-443-4000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 18 日開催予定の定時株主総会の議案として「定款一部変更の件」を付議することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第 12 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 取締役会及び監査役会の招集手続を柔軟に行うことを目的に、招集期間に係る現行定款第 20 条（取締役会の招集通知）及び第 28 条（監査役会の招集通知）について所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 6 月 18 日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 6 月 18 日（予定） |

以 上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条<条文省略> <新設></p>	<p>第1条～第11条<現行どおり> 第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第12条～第19条<条文省略> 第20条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の7日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。 第21条～第27条<条文省略> 第28条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の7日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。 第29条～第35条<条文省略></p>	<p>第13条～第20条<現行どおり> 第21条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。 第22条～第28条<現行どおり> 第29条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。 第30条～第36条<現行どおり></p>